

有効期限
迫る!!

～平成27年1月31日(土)まで



●長寿祝金などの「商品券」

「慶寿の祝い」でお配りした商品券です。お早めにご利用ください。

問合せ 健康福祉課福祉介護担当 ☎62-1233

●がん検診推進事業（子宮頸がん・乳がん・大腸がん）無料クーポン

この時期は、毎年駆け込みの申し込みで大変込み合います。検診がお済みでない方は、お早めにご予約ください。

問合せ 健康福祉課健康づくり担当 ☎62-1233

冬の交通事故防止運動

12月1日(月)から14日(日)は、冬の交通事故防止運動期間です。交通ルールをよく守り、事故に遭わないよう、皆さん注意しましょう。

「人も車も自転車も 安心・安全 埼玉県」

○高齢者の交通事故防止

道路を横断するときや、交差点を通行するときは十分に安全を確認しましょう。

○自転車の安全利用の推進

夕暮れ時は早めにライトを点灯し、夜間は必ずライトを点灯するとともに、反射材を身につけましょう。

○飲酒運転の根絶および路上寝込みなどによる交通事故防止

飲酒運転は悲惨な重大事故を引き起こす危険性が高い悪質な犯罪です。お酒を飲んだら運転は絶対にやめましょう。



問合せ 総務課企画政策防災担当 ☎62-1231



大切に保管してください!

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

年末調整や確定申告で国民年金保険料を申告する場合は、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の添付が必要です。

国民年金保険料を納付された方には、日本年金機構から控除証明書が送付されますので、大切に保管してください。

○国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象です。

○ご家族の国民年金保険料を納付した場合は、納付した方がその保険料を申告することができます。

問合せ 秩父年金事務所 ☎27-6560